

## 第1回大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（中学校）第1地区部会 会議録

1 日 時 令和2年6月2日（火）15:00～16:00

2 会 場 大阪市教育センター 第5研修室

3 出席者

（委員）

深野委員、宮本委員、泉水委員、筋原委員、石川委員、三枝委員、山野委員

（事務局）

中道首席指導主事、関谷次席指導主事、飽田総括指導主事、渡辺指導主事、大竹野指導主事

4 議 題

(1) 地区部会長の選出

(2) 「調査の観点」の重点化

5 会議録

【事務局】

失礼します。ただいまより第1回選定委員会の第1地区部会を開催したいと思います。

この地区部会の進行をさせていただきます、第1教育ブロックグループの首席指導主事の中道でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、本日までご出席いただいております皆様をご紹介します。

桃山学院教育大学特別客員教授、深野様。

【委員】

深野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

宮原中学校校長、石川様。

【委員】

どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

港区担当教育次長、筋原様。

【委員】

どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

大阪市PTA協議会会長、宮本様。

【委員】

宮本でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】

三津屋小学校学校協議会委員、泉水様。

【委員】

どうぞよろしく申し上げます。

**【事務局】**

第1教育ブロック担当部長、山野様。

**【委員】**

山野でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

**【事務局】**

大阪市教育センター首席指導主事、三枝様。

**【委員】**

三枝でございます。よろしく申し上げます。

**【事務局】**

それでは、早速でございますが、地区部会長の選出に移ります。

先ほどの選定委員会で使用しました、この令和3年度使用教科用図書の選定について、51ページの分の冊子、2ページ目をご覧ください。

大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則第5条第3項には、「地区部会長を当該地区部に属する委員の互選により定める」とされております。

第4項には、「地区部会長は地区部会を代表し、会務を総理し、並びに地区部会における審議の結果を委員長に報告する」とされています。

ここで、地区部会長1名を選出していただきたいと存じます。どなたか立候補をされる方はいらっしゃいませんか。

**【委員】**

それでは、私が立候補いたします。

**【事務局】**

ありがとうございます。ただいま山野委員より立候補のお声を頂きました。皆様、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【事務局】**

ありがとうございます。異議なしとのことでございました。

それでは、委員の互選によりまして、山野委員に地区部会長をお願いいたします。

それでは、ここからは地区部会長に進行を引き継いでいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいいたします。

**【部会長】**

それでは、皆様のご承認を得まして、部会長を務めさせていただき山野でございます。不慣れではございますけれども、皆様のご協力を得て、円滑な進行に努めてまいりたいと存じますので、何とぞよろしくお願いい申し上げます。

まず、会議の成立につきましては、選定委員会規則第7条第1項及び第6条第3項により、本部会に属する委員の過半数の出席がございますので、部会の成立を宣言いたします。

なお、規則第7条第1項及び第6条第5項によりまして、会議は非公開で行います。

それでは、議事を早速進めていきたいと思っております。

調査の観点の重点化を議題といたします。

事務局からご説明をお願いいたします。

## 【事務局】

失礼いたします。大阪市教育委員会事務局第1教育ブロックグループの総括指導主事、飽田でございます。それでは、私からご説明いたします。

先ほどの委員会でもございましたように、第1地区では此花、港、西淀川、淀川、東淀川の5区の中学校、26校で1つの答申資料と、中高一貫校である咲くやこの花中学校1校の答申資料の2種類の答申資料を提出することになります。

本日の地区部会では、26校で1つの答申資料を作成するに当たり、先ほどの委員会で決定した調査の観点20点のうちから、特に重点を置いて調査する観点を5点程度選んでいただきたいと存じます。

先ほどの委員会で使用した「調査の観点」と題する冊子、ご用意ください。よろしいでしょうか。そちらのほうの冊子の3ページをご覧ください。

こちら、3ページのほうに国語の選定基準を載せてあります。こちらからご説明させていただきます。

調査の観点は3つの項目に分けられており、上から、1、大阪市教育振興基本計画等との関連。そこから、国語では3番を重点として選定願いたいと思います。続きまして、2、内容の取扱いの中から2番、4番、3、その他から6番をそれぞれ選びたいと存じます。

続きまして、それらを選んだ理由につきましてご説明いたします。

「新学習指導要領のポイント」と題するA4版の資料、皆さんのお机の上に置かせていただいています。そちらの裏面のほうをご覧ください。横長で図が載せてある分になります。こちら、新学習指導要領では、左の矢印にございますように、「主体的・対話的で深い学び」と「カリキュラム・マネジメント」がこのたびの改訂の大きな特徴として挙げられております。また、右の3つの丸にございますように、学びを通して育む力といたしましては「知識及び技能」、上の「学びに向かう力」、そして「思考力・判断力・表現力」とされています。

次に、第1地区の特徴をご説明いたします。資料はございません。

個別の学校ごとの現状や課題は様々ではありますが、近年の全国学力・学習状況調査結果において、咲くやこの花中学校を除く中学校26校合計の平均正答率につきまして、大阪市平均より低い状況であり、学力に課題のある学校が多いことが言えます。また、勉強が好きかとの質問に肯定的に回答する生徒の割合が比較的 low、主体的に学習に取り組む態度、すなわち学びに向かう力の育成にも課題があると言えます。

事務局といたしましては、ただいまご説明しました新学習指導要領のポイントと第1地区の特徴を考え合わせますと、現在の状況を改善するには、学びを通して育む3つの力の中でも、まずは基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得を図るとともに、生徒の学習習慣を確立させ、主体的に学習に取り組む態度、すなわち学びに向かう力を高めることを重視すべきであると認識しております。とはいえ、思考力・判断力・表現力を軽視するわけではなく、主体的・対話的で深い学びを通して育成するように配慮してまいりたいと存じます。

では、国語選定基準のページにお戻りください。

この認識の下に、1、大阪市教育振興基本計画等との関連の項目からは、3番が主体的・対話的で深い学びに関する観点ですので、それを選びました。次に、2、内容の取扱いの項目からは、2番が知識及び技能に関する項目であり、4番が学びに向かう力に関する観点でございますので、それらを選びました。次に、3、その他の項目からは、6番が学習した内容を確実に修得する内容であり、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得に関連する観点ですので、それを選んだところでございます。

重点化する観点は5点程度とされておりますので、国語では4点としております。

次に、14ページをお開きください。こちらは、保健体育の選定基準でございます。

こちらにつきましても、資料に記載はございませんが、項目1、大阪市教育振興基本計画等との関連から3番を、項目2、内容の取扱いから2番と4番を、項目3、その他から6番をそれぞれ選びたいと存じます。

選んだ理由につきましては、国語と同じですので、時間の都合上、説明は省略させていただきます。

次に、10ページにお戻りください。こちら10ページは、理科の選定基準になります。

こちらにつきましても、1、大阪市教育振興基本計画等との関連の項目の中から3番を、項目2、内容の取扱いから2番、3番、5番を、項目3、その他から6番をそれぞれ選びたいと存じます。

項目1、大阪市教育振興基本計画等との関連の3番が主体的・対話的で深い学びに関する観点であること、そして、項目3、その他の6番が学習した内容を確実に習得する内容の観点であることによりそれらを選んだのは、国語と同じでございます。

項目2の内容の取扱いの項目につきましては、2番が知識に関する観点、3番が技能に関する観点であり、知識及び技能で2点に分かれております。そして、5番が学びに向かう力に関する観点でございます。以上のことから、それら3点を選ぶことといたしました。

このことから、重点化する観点は国語や保健体育から1点増えて、3項目合計で5点となっておりますが、選んだ理由は国語等と同じでございます。

理科のように、知識・技能で観点が分かれている種目は、次のページの音楽一般、13ページの美術、15ページの技術、次のページの家庭、次のページの外国語英語でございます。いずれも同じ5点の観点を選んでまいりたいと存じます。

続けてご説明させていただきます。それでは、申し訳ございません、5ページにお戻りください。こちら5ページは、社会の地理的分野の選定基準でございます。

こちらにつきましても、項目1、大阪市教育振興基本計画等との関連から3番、項目2、内容の取扱いから2番、3番、6番を、項目3、その他から6番をそれぞれ選びたいと存じます。

項目1、大阪市教育振興基本計画等との関連の3番が、主体的・対話的で深い学びに関する観点であること、そして、一番下の項目3、その他の6番が、学習した内容を確実に習得する内容の観点であることよりそれらを選んだのは、これまでの種目と同じでございます。

項目2、内容の取扱いにつきましては、2番が知識に関する観点、3番が技能に関する観点であり、知識及び技能で2点に分かれております。そして、6番が学びに向かう力に関する観点でございます。これは、4番が思考力・判断力に関する観点、5番が表現力に関する観点であり、思考力・判断力、表現力で2点に分かれたため、学びに向かう力に関する観点の番号が1つ繰り下がったことによるものでございます。

以上のことから、項目2、内容の取扱いから2番、3番、6番の3点を選ぶこととし、3項目合計で5点といたしました。選んだ理由はこれまでの種目と同じでございます。

地理のように、学びに向かう力に関する観点が6番に下がっている種目について、次のページの社会・歴史的分野ですが、こちらにも上から、項目1が3、項目2が2、3、6、項目3が6になります。

続きまして、次のページの同じく公民的分野ですが、こちらにつきましても、項目1が3、項目2が2、3、6、項目3、その他が6となります。

続きまして、9ページの数学ですが、こちらにつきましても、項目1から3、項目2、内容の取扱いから2、3、6、項目3、その他から6を選んでおまして、いずれも同じこれらの5点の観点を選んでまいりたいと存じます。

続きまして、4ページにお戻りください。書写の選定基準でございます。

こちらにつきましても、項目1、大阪市教育振興基本計画等との関連から3番を選びます。続きまして、項目2、内容の取扱いから6番と7番を、項目3、その他から6番をそれぞれ選びたいと存じます。

項目1、大阪市教育振興基本計画等との関連の3番が主体的・対話的で深い学びに関する観点であること、そして、項目3のその他の6番が学習した内容を確実に習得する内容の観点であることによりそれらを選んだのは、これまでの種目と同じでございます。

項目2、内容の取扱いの項目につきましては、1番と2番が1年の内容、3番、4番が2年の内容、5番が3年の内容、そして6番と7番が全学年共通の内容というふうになっております。このことから、全学年共通の内容である6番と7番を選ぶこととし、3項目合計で4点といたしました。

次に、8ページをご覧ください。

地図の選定基準でございます。

こちらにつきましては、項目1、大阪市教育振興基本計画等との関連から3番を、項目2、内容の取扱いから1番、3番、4番を、項目3、その他から6番をそれぞれ選びたいと存じます。

項目1、大阪市教育振興基本計画等との関連の3番が主体的・対話的で深い学びに関する観点であること、そして項目3のその他の6番が学習した内容を確実に習得する内容の観点であることによりそれらを選んでいますのは、これまでの種目と同じでございます。

項目2、内容の取扱いにつきましては、1番が知識及び技能に関する観点であり、学びに向かう力に関する観点はこの中にはございません。また、3番から7番までは、地図や資料の活用に関する事柄でございますが、それらのうち3番は地理的スキルに関する事柄であり、4番は歴史に関連する社会的事象を収集し、読み取り、まとめるスキルに関する事柄とされており、いずれもスキルに関する観点でございます。

以上のことから、これらの知識及びスキルに関する3点を選ぶこととし、3項目で合計5点を選定願います。

次に、12ページをご覧ください。音楽器楽の選定基準でございます。

こちらにつきましては、項目1、大阪市教育振興基本計画等との関連から3番、項目2、内容の取扱いから1番、6番、項目3、その他から6番をそれぞれ選びたいと存じます。

項目1、大阪市教育振興基本計画等との関連の3番が主体的・対話的で深い学びに関する観点であること、そして、項目3、その他の6番が学習した内容を確実に習得する内容の観点であることによりそれらを選んだのは、これまでの種目と同じでございます。

項目2、内容の取扱いにつきましては、1番が知識及びスキルに関する観点です。6番は、生徒にとって親しみが持てたり、意欲が高められたりといった点への配慮を内容としており、学びに向かう力に関する観点でございますことから、それら2点を選ぶこととし、3項目合計で4点といたしました。

最後に、18ページをご覧ください。道徳選定基準でございます。

こちらにつきましては、項目1、大阪市教育振興基本計画等との関連から3番、4番、5番を、項目2、内容の取扱いから1番、項目3、その他から5番をそれぞれ選びたいと存じます。

項目1、大阪市教育振興基本計画等との関連の3番が主体的・対話的で深い学びに関する観点であることによりそれらを選んだのは、これまでの種目と同じでございます。次の4番、5番につきましては、いずれも中学校学習指導要領の総則編に掲げられた内容でございますが、4番は道徳がほかの種目と異なり、考えることが重視されている種目であることから、5番は道徳教育に関する観点であることから、それぞれ選んでおります。

項目2、内容の取扱いの項目につきましては、1番が教科全体の目標に関する観点であり、2番から7番につきましては、道徳を指導するに当たり、工夫や配慮が求められておる事柄を観点にしたものでございます。このことから、教科全体の目標である1番を選んだところでございます。

次に、項目3、その他の項目につきましては、中学校学習指導要領の総則編において、学校における道徳教育は、特別の教科である道徳を要として、学校の教育活動全体を通じて行うものとされていることを踏ま

え、5番が教科横断的な視点を含む内容であることから選びました。

以上のことから、3項目合計で5点としております。

以上が中学校26校で1つの答申資料における調査の観点の重点化についての説明でございました。

次に、中高一貫校である、咲くやこの花中学校における調査の観点の重点化についてご説明いたします。

同校は中高一貫校であることから、その特色や独自性を踏まえる必要があるため、この地区部会で調査の観点の重点化を決めるのではなく、同校の学校調査会に委ねることといたします。ただし、同校の学校調査会の検討に資するよう、ほかの26校の答申資料の作成における重点化した観点を伝えることといたします。

本日、これらの重点案をご承認いただきましたならば、専門調査会や学校調査会にこれらの重点を示し、両調査会には特に重点を踏まえ調査研究を行わせ、その結果をこの地区部会に報告させるようにしてまいります。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**【部会長】**

ありがとうございました。

要は、項目1については道徳を除いて3番を選びました、項目3については道徳を除いて6番を選びました、項目2については知識及び技能と学びに向かう力から選びました、そういうご説明であったと理解したんですけど、それでいいですか。

**【事務局】**

はい。

**【部会長】**

ということでございます。それは学習指導要領なり、第1地区のいわゆる学力の厳しい状況を踏まえてそういう形ではどうかという事務局の提案であったかと思えます。

それでは、ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問、ご意見がございましたらば、よろしく願いいたします。

特にどなたからもございませんでしたら、私のほうから、委員長ですけれども、1つだけお尋ねさせていただければと思います。

先ほどの選定委員会の中で渡された諮問文で、「ICT機器等を活用した学習活動など、新しい授業様式も考慮し」という文言があったと思えます。それに関して、教科書ではデジタル教科書も含めて考えるというご説明が選定委員会であったと思うんですけども、実際にデジタル教科書は、今回、教科書が69種類あるというご説明だったと思えますが、どの教科書にも全部あるんでしょうか。

**【事務局】**

デジタル教科書の冊数についてでございます。

現在、デジタル教科書の冊数でいきますと、63となっております。

**【部会長】**

先ほどのぶ厚い資料の8ページに発行者別一覧があったかと思えますが、丸がついている中で、実際にデジタル教科書が発行されない教科書が6種類あるということですね。その辺りについては専門調査会などでも確認されるということなんでしょうか。

要は、専門調査会とか学校調査会とかでも、どの会社がデジタル教科書を出して、どこは出さないという情報も知った上で調査を行うということでしょうかという確認なんですけど、その点についてお伺いしてよろしいですか。

**【事務局】**

失礼します、第1教育グループの関谷でございます。よろしくお願いいたします。

学習指導者用デジタル教科書ということですが、全体では69のうちの63が発行予定であるということですが、これらにつきましては、文科省のホームページのほうでも出ており、今後、学校調査会に目録が渡るかと思えます。その目録の中にデジタル教科書も出ていると思えますので、その目録などを通じて情報を得た上、調査研究のほうをしていくことになるかと思えます。

**【部会長】**

デジタル教科書も含めて学校調査会などでは、実際に報告書に書くかどうか別にしても、その辺りも含めて調査をなさるという理解でよろしいですね。ありがとうございます。

もし何かございましたら、ご質問でもご意見でも何でも結構でございますのでお願いできればと思いますが、いかがでございますでしょうか。

特によろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

**【部会長】**

それでしたら、ただいまの事務局のご提案に対しての採決に進んでまいりたいと思えます。

全種目一括して議題としまして、委員の皆様には事務局原案に異議があるか、ないかというところでお諮りをさせていただきたいと思えます。

事務局原案にご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【部会長】**

ご異議なしと承りました。

よって、事務局原案どおり、調査の観点の重点化については決しました。

事務局におかれましては、ただいま決定いたしました特に重点とするべき調査の観点とともに、本日の内容を学校調査会と専門調査会にお伝えいただきまして、これらを踏まえた調査研究となるようにしていただければと思えます。

それでは、その他の議題に移ってまいりたいと思えます。

事務局からご説明をお願いいたします。

**【事務局】**

それでは、連絡いたします。

まず、配付資料の預かりについて、ご説明申し上げます。

先ほどの委員会で使用した「令和3年度使用教科用図書の選定について」と題する冊子の2ページをご覧ください。

大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則では、まず第2条第4項に、委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とするとされ、第6条第5項では、会議は公開しないとございます。

次のページに参りまして、同第6項で、調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関する事項は、諮問にかかる教科用図書が採択されるまでの間、公開しないとされております。外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保するために、採択に関わる一切の情報、例えばこの地区部会の時間や場所を含め、採択事務が終了するまでは秘密とされております。

そのため、お手元の資料のうち、座席表と事務局日程の2つにつきましては、本日、机に置いてお帰りいた

できますようお願いいたします。それらの資料は、お名前が貼ってある封筒に入れてください。お持ち帰りになる資料につきましては、名前のシールがない封筒に入れてください。なお、資料のいずれも持ち帰りたくない方におかれましては、その資料も名前入りの封筒に入れていただいて結構です。その封筒は机に置いてお帰りください。

また、皆様におかれましては、採択事務が終了するまで、ご自身が委員であることを口外しないようお願いいたします。第1地区では、約1万人分の教科用図書を選定していただきますので、発行者等の利害関係者からの接触を避け、疑惑を招かないようにするためにも、その点にくれぐれもご注意くださいようお願いいたします。

次に、今後の日程についてご説明いたします。

この地区部会は、今後、2回を予定しております。第2回は7月20日月曜日または21日火曜日、第3回は1週間後の7月27日月曜日または翌28日火曜日の、いずれも午後1時から午後5時までといたしたいと存じます。会場につきましては、この教育センターまたは大阪市役所本庁舎を予定しております。この場で皆様のご都合をお伺いし、より多くの委員がそろう中で第2回と第3回の日程を決めてまいりたいと存じます。よろしくお願いいたします。

#### 【部会長】

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明のとおり、皆様のご都合をお伺いしたいと思いますが、今、日程はお分かりになりますか。よろしゅうございますか。

それでは、第2回の日程から伺ってまいりたいと思います。まず、7月20日月曜日の午後1時から午後5時まででのご都合のよい方は挙手を願えればと思いますけど、いかがでしょうか。

(挙 手)

皆さんご都合がよろしいようでございます。

それでしたら、念のため、7月21日の午後1時から午後5時までのご都合も伺わせていただきたいと思います。ご都合の悪い方は、ご都合のよい方、挙手をお願いできますか。ご都合が悪い。

それでしたら、7月20日の月曜日の午後1時から午後5時で第2回はお願いしたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、第3回でございます。7月27日月曜日の午後1時から午後5時までのご都合のよい方は、挙手をお願いしたいと思います。

(挙 手)

ご都合の悪い方が多いようです、分かりました。

続きまして、7月28日火曜日の午後1時から午後5時でしたらいかがでございましょうか。

(挙 手)

これは皆様、ご都合がよろしいということでございますね。

それでしたら、第2回につきましては7月20日月曜日の午後1時から、第3回につきましては7月28日火曜日の午後1時からということで、ご都合のほう、よろしくお願いいたします。

委員の皆様には次回以降の会議で事務局が作成した答申資料の原案を基に、その内容が妥当かどうかをご検討いただくという形になろうかと思っております。

事務局からほかにごございますでしょうか。

#### 【事務局】

次に、経費等についてご説明申し上げます。



委員のうち、本市職員以外の皆様には、本市規程にのっとり報奨金並びに交通費をお支払いいたします。お帰りまでに「交通費の経路について(参考)」と題するプリントに所定の事柄をご記入いただき、ご提出ください。

次回の会議において、口座振替申出書をご提出いただきますが、その際、通帳の銀行名、支店名、口座番号、口座名義等が確認できる部分の写しを添付していただきますようお願いいたします。同様の内容が確認できますならば、キャッシュカードの写しでも結構です。なお、口座振替申出書と通帳の写しにつきましては、以前も委員になられた方で、振込口座にも変更がないですという場合でも提出は必要でございますので、必ず出すようよろしくお願いいたします。

また、個人番号、マイナンバーの提供用紙につきましては、法定調書作成の際に必要となりますので、個人番号につきましてお教えいただきますようお願いいたします。

次に、校長たる委員におかれましては、規程に基づき、交通費をお支払いいたします。第2回の会議の折に口座振替申出書と通帳の写しを、続きまして第3回会議の折に市内出張交通費請求明細書に必要事項を記入して、それぞれご提出ください。

以上、委員の皆様にはお手を煩わせますが、何とぞよろしくお願いいたします。

なお、ご不明な点がありましたら、いつでも結構ですので、事務局にお問合せください。お帰りの際に私から名刺をお渡しいたしますので、そちらまでよろしくお願いいたします。

#### 【部会長】

ありがとうございました。

個人情報資料を頂戴するということでございますけれども、保管につきましては厳重に取り扱ってまいりますので、何とぞご協力をお願いしたいと思います。ご質問等ありましたら、閉会以降に事務局へお伝えいただければと思います。

以上で、議事につきましては全て終了したかと存じますけれども、各委員におかれましては、何かほかにございますでしょうか。特にございませんか。

それでしたら、以上をもちまして第1回の地区部会を全て終了させていただきます。本日は長時間にわたりましてご協力ありがとうございました。